

監 査 報 告 書

令和 6 年 5 月 21 日

学校法人 熊本城北学園

理 事 会 御 中

評 議 員 会 御 中

学校法人 熊本城北学園

監 事

奥村 栄隆 

監 事

坂本 祐貴 

私たちは、学校法人熊本城北学園の監事として、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人熊本城北学園寄附行為第 16 条に基づいて、同学園の令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況に関し監査を行いました。

監査にあたり、理事会及び評議員会に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査法人と連携し、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表等）並びに財産目録について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、学校法人熊本城北学園の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

以上